

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

下記の病気の場合、他の児童に感染する恐れがあります。保健管理については、学校保健安全法が適用され、下表にある感染症の場合、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。病気が治って登園する場合は、医師の証明書を貰い、園に提出してください。

学校等において予防すべき感染症

学校保健安全法施行規則（H.27.4.1 現在）

	学校等で予防すべき感染症の種類	登園停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	風疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

* 注 上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

* 注 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）及び溶連菌感染症等は対象外ですが、発熱していたり、発熱していなくても下痢や嘔吐があったり、普段の子どもの様子とは異なるときは、無理をせず休ませましょう。登園の判断に迷ったときは、主治医や嘱託医に相談しましょう。

主治医様

ご多忙中おそれいりますが、下記証明書は登園可能になりましたら、ご記入のうえ保護者へお渡しください。

キリトリ

証 明 書

慈光なないろ保育園長 松岡令佳様

氏名 _____
(年 月 日生)

病名 「 _____ 」

上記の者は、 月 日より登園停止となっていましたが、他に感染のおそれがなくなりましたので、 月 日から登園してよいと考えます。

《備考》

年 月 日

医師

印